

# 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定基準の一部改正について

## 1. 背景

建築基準法第43条では、建築物の敷地は、「建築基準法上の道路」に2m以上接していなければならないと規定しています。ただし、「建築基準法上の道路以外の幅4m以上の道」に2m以上接する建築物で、建築基準法施行規則に定める基準に適合し、特定行政庁(小田原市)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと「認定」したものは、敷地の接道義務を緩和し、建築が可能となります。(これを「特例認定」と言います。)

このたび、「特例認定」の対象の拡大を内容とする建築基準法施行規則の改正が行われたことに伴い、認定基準を一部改正するものです。

## 2. 認定基準の改正の内容

本改正により、認定の対象を次のとおり拡大します。

	現行基準	改正案
道の基準 (建築基準法施行規則第 10 条の3第1項)	農道等の公共の用に供する道	①農道等の公共の用に供する道 または ②位置指定道路の基準に適合する道
建築物の用途及び規模に関する基準 (建築基準法施行規則第 10 条の3第3項)	規模:延べ面積 200 m <sup>2</sup> 以内 用途:一戸建ての住宅	<①の道の場合> 規模:延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以内 用途:劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場などの不特定多数が集合する用途以外のもの <②の道の場合> 規模:延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以内 用途:一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋

※小田原市建築基準条例により、敷地等と道路との関係に関して制限が付加されているものは特例認定の対象外とします。

## 3. 施行日

令和 6 年 5 月 1 日 (予定)